

議 事 録

会 議 名	令和 8 年 第 7 回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和 8 年 7 月 1 7 日 (金) 午後 1 時 3 0 分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3 階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8 番 中村 基寛 委員：1 番 大久保 泰明 2 番 金子 イツ子 3 番 市川 幹雄 4 番 五島 修一 5 番 福岡 喜輝 6 番 三澤 伸喜 7 番 相田 孝 計 8 名		
欠席委員			
農業委員会事務局	事務局長：鈴木純一 主査：広田智之 主査：岸大吾 主事：志村海夏		
傍聴人			
議 事	日程 第 1 農地法第 3 条 (委員会) 日程 第 2 農用地利用集積等促進計画の公告について (所有者・機構間契約) 日程 第 3 農用地利用集積等促進計画の公告について (機構・受け手間契約) 日程 第 4 農地法第 1 8 条 (通知) 日程 第 5 農地法第 4 条 (届出) 日程 第 6 農地法第 5 条 (届出)		
会議の概要	会 長：ただ今から、令和 8 年 第 7 回定例総会を開会いたします。 欠席委員はいません。 出席委員は 8 名中 8 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本日の議事録署名人に、2 番と 4 番を指名いたします。 会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。初めに、日程第 1、農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案番号 1 5 2 号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局：(議案番号 1 5 2 号を朗読) (説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山地区の農業振興地域内農用地 1 筆です。譲受人はアボカドなどを作付しており、当該地ではペカンナッツを作付する予定です。ご自宅から当該地までの通作距離は、約 6 k m、車で約 2 0 分です。また、権利を有するすべての農地を効率的に耕作し、農作業に従事する日数が年間 1 5 0 日以上であるため、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。 会 長：続いて、地区担当農業委員である福岡委員から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 5 番：1 4 日に事務局と現地確認を行いました。日頃管理はされており問題ないと思われる。 会 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし) 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号 1 5 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)		

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号１５２号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。次に日程第２及び３、農用地利用集積等促進計画の公告について、議案番号１５３号及び１５９号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：（議案番号１５３号及び１５９号を朗読）

（説明）当案件は、位置図にありますとおり小動地域内にある農業振興地域内農用地４筆で現況は畑です。期間については、５年間です。借受人は刈払機等を保有しています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である市川委員から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

３ 番：１４日に事務局と現地確認を行った。埋立地である。確認時は少し草が出ていたが、栽培はされており、問題ないと思う。

会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

１ 番：埋立地と聞いたが高さはどのくらいか。

３ 番：５０センチ程度かと思われる。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号１５３号及び１５９号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号１５３号及び１５９号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号１５４号及び１６０号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：当該地は宮山地区にある農業振興地域内農用地１筆で現況は畑です。期間については、５年間です。借受人はトラクター、管理機などを保有しております。

会 長：続いて、地区担当農業委員である三澤委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

６ 番：１５日に事務局と現地確認を行った。綿花を栽培する予定だと聞いている。問題ないと思う。

会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号１５４号及び１６０号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

（総員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号１５４号及び１６０号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号１５５号及び１６１号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：当案件は、位置図にありますとおり小谷地域内にある農業振興地域内農用地２筆で現況は畑です。期間については、１０年間です。借受人はトラクター、ハンマーナイフなどを保有しています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である大久保委員から、農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1 番：利用権設定からの継続だが、現状もしっかり栽培をされているので問題ないと思われる。

会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号155号及び161号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

（総員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号155号及び161号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号156号及び162号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：当案件は、位置図にありますとおり岡田地域内にある農業振興地域内農用地1筆で現況は畑です。期間については、5年間です。借受人は刈払機、軽トラックなどを保有しています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である三澤委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6 番：15日に事務局と現地確認を行った。きれいに管理されているので問題ないと思う。

会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号156号及び162号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

（総員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号156号及び162号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号157号及び163号を一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：当案件は、位置図にありますとおり岡田地域内にある農業振興地域内農用地1筆で現況は畑です。期間については、5年間です。借受人は刈払機、軽トラックなどを保有しています。

会 長：続いて、地区担当農業委員である三澤委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

6 番：15日に事務局と現地確認を行った。以前は荒れていたが、現状はきれいに管理されているので問題ないと思う。

会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号157号及び163号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。

（総員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号157号及び163号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。続いて、議案番号158号及び164号を一

	括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。 事務局：当案件は、位置図にありますとおり岡田地域内にある農業振興地域内農用地1筆で現況は畑です。期間については、5年間です。借受人は刈払機、軽トラックなどを保有しています。 会 長：続いて、地区担当農業委員である三澤委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 6 番：15日に事務局と現地確認を行った。この場所も以前はかなり荒れていたが、借り手が重機を入れて管理すると聞いている。問題ないと思う。 会 長：それでは、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号158号及び164号について、原案のとおり農用地利用集積等促進計画を農地中間管理機構に要請することに賛成の方は挙手をお願いします。 （総員挙手） 事務局長：総員挙手 会 長：では総員挙手ですので、議案番号158号及び164号は原案のとおり中間管理機構に要請いたします。次に、日程第4、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告番号139号について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。 事務局：農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定がされていた農地について、借り手と貸し手、両者合意のもと利用権を解約する旨の通知が提出されました。 会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告番号139号の報告事項については了承されたことといたします。次に、日程第5、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号140号の1件、日程第6、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告番号141号の1件、日程第7、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告番号142号から144号の3件を、一括して事務局より報告事項の説明をお願いします。 事務局：農地法第3条の3第1項の規定による届出については、議案書のとおり1件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、議案書のとおり1件、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案書のとおり3件届出がありました。いずれも添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。 会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 （委員より意見、質問なし） 会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、報告事項については了承されたことといたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 （特になし） 会 長：では、以上をもって、令和8年第7回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。
資 料	1. 令和8年第7回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 五島 修一

議事録署名人 金子 イツ子

本議事録は、令和８年８月２５日、承認・署名を得て確定しました。